

京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 平成 16 年 4 月 1 日 規則第 120 号</p> <p>《略》</p> <p>(一般廃棄物の収集等)</p> <p>第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規定により土地又は建物の占有者(占有者が ない場合は、管理者とする。)が、一般廃棄物を市が行う収集、運搬又 は処分を利用して排出しようとするときは、次に定める事項のほか、一 般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>(1) 家庭系廃棄物のうち<u>可燃ごみ</u>については、市長が指定したごみ袋 によるものとする。</p> <p>(2) 家庭系廃棄物のうち<u>不燃ごみ</u>、有害ごみ及び資源ごみについては、 市長が指定した容器によるものとする。</p> <p>(3) 家庭系廃棄物のうち粗大ごみについては、市長が指定した施設に 直接搬入するものとする。ただし、市が指定した施設に直接搬入する ことが困難な場合は、原則として 1 日に 5 品目以内で市が収集するも のとする。</p> <p>(4) 事業系一般廃棄物については、原則として、市が指定した施設に 直接搬入するものとする。</p> <p>《略》</p>	<p>京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 平成 16 年 4 月 1 日 規則第 120 号</p> <p>《略》</p> <p>(一般廃棄物の収集等)</p> <p>第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規定により土地又は建物の占有者(占有者が ない場合は、管理者とする。)が、一般廃棄物を市が行う収集、運搬又 は処分を利用して排出しようとするときは、次に定める事項のほか、一 般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>(1) 家庭系廃棄物のうち<u>可燃ごみ、不燃ごみ</u>については、市長が指定 したごみ袋によるものとする。</p> <p>(2) 家庭系廃棄物のうち_____、有害ごみ及び資源ごみについては、 市長が指定した容器によるものとする。</p> <p>(3) 家庭系廃棄物のうち粗大ごみについては、市長が指定した施設に 直接搬入するものとする。ただし、市が指定した施設に直接搬入する ことが困難な場合は、原則として 1 日に 5 品目以内で市が収集するも のとする。</p> <p>(4) 事業系一般廃棄物については、原則として、市が指定した施設に 直接搬入するものとする。</p> <p>《略》</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。</u></p>